

道路愛称名の提案制度について

制度の内容

江東区では、区民に愛され、親しまれ、安心して利用できる道づくりを進める一環として、区が管理する道路に愛称名を設定しています。

平成 20 年 1 月から道路愛称名の提案制度を創設し、地域の方々の提案による道路愛称名の設定ができるようになりました。

現在、36 路線の道路愛称名が設定され、地域の方々に親しまれております。

制度の流れ

- (1) 区の窓口へ事前にご相談いただき、愛称名の内容、申請の手続等を協議の上、「道路愛称名提案書」を提出してください。
- (2) 提案を受け、その名称が区道の愛称名として「江東区道路愛称名設定要綱」に合致するかを、区が審査します。
- (3) 審査の結果、愛称名として採用することが決定した場合、提案者の方に通知し、愛称名板を設置するとともに区の刊行物にも利用します。

提案の要件

- (1) 提案者は、町会、自治会、商店街等の地域団体となります。
- (2) 原則として、幅員 4 メートル以上、延長 200 メートル以上あり、交差点が起点、終点となる道路です。
- (3) 提案に当たっては近隣の地域団体の合意及び地域住民の意見の聴取が必要です。

審査の基準

以下の項目により総合的に判断します。

(江東区道路愛称名設定要綱 第3条第1号から第5号を抜粋)

- (1) 原則として「通り」又は「道」で終わる名称とすること。
- (2) 周辺地域で一般的に用いられている名称を尊重すること。
- (3) 文化財、歴史的由来がある地域、著名な地域、橋りょう、河川、運河、公共施設等に隣接する場合又は当該道路の周辺に整備計画のある公共施設名がある場合は、できる限りその名称にちなんだものとする。
- (4) 特定の人物、企業、社寺等の名称は用いないこと（歴史的名称、故人となっている著名な文化人等を除く。）。
- (5) 道しるべとしての分かりやすさ、定着性及び親しみやすさ並びに既存の道路名称との整合性に配慮すること。

問い合わせ窓口

道路愛称名の設定について、ご相談等がございましたら、事前に以下の窓口にお問い合わせ下さい。

江東区役所土木部道路課工務係 TEL 03-3647-9664